

○国土交通省告示第四百九十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年三月十五日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路・岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢地内から同村菅窪地内まで、同村沼袋地内から同郡普代村第11地割字柏木平地内まで、同村第16地割字天拝坂地内から同県九戸郡野田村大字玉川第2地割字日影山地内まで及び同村大字玉川第5地割字上代川地内から久慈市新井田第4地割地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、村道及び二級河川付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢、大芦、島越、浜岩泉、菅窪、沼袋、尾肝要、一の渡、萩牛及び巢合地内

岩手県下閉伊郡普代村第11地割字柏木平、第29地割字芦渡、第16地割字天拝坂、第17地割字野胡桃、第19地割字白井、第23地割字小谷地、第22地割字沢向及び第21地割字堀内地内

岩手県九戸郡野田村大字玉川第2地割字日影山、大字玉川第5地割字上代川及び字上代川山、大字野田第9地割字下米田、大字野田第8地割字上米田、大字野田第10地割字蒲沢及び字中沼、大字野田第12地割字泉沢向、大字野田第13地割字泉沢及び字大平野、大字野田第21地割字日向下、大字野田第22地割字明内、大字野田第25地割字伏津沢並びに大字野田第24地割字秋田地内

岩手県久慈市宇部町第12地割、宇部町第7地割、宇部町第6地割、宇部町第4地割、宇部町第3地割、長内町第17地割、小久慈町第55地割、長内町第18地割、長内町第19地割、長内町第20地割、長内町第28地割、長内町第35地割、長内町第34地割、長内町第30地割、長内町第33地割、新井田第5地割及び新井田第4地割地内

2 使用の部分 岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢、大芦、島越、浜岩泉、菅窪、尾肝要、一の渡、萩牛及び巢合地内

岩手県下閉伊郡普代村第11地割字柏木平、第29地割字芦渡、第16地割字天拝坂、第17地割字野胡桃、第18地割字土取場、第19地割字白井、第23地割字小谷地、第22地割字沢向及び第21地割字堀内地内

岩手県九戸郡野田村大字玉川第2地割字日影山、大字玉川第5地割字上代川及び字上代川山、大字野田第9地割字下米田、大字野田第8地割字上米田、大字野田第10地割字蒲沢及び字中沼、大字野田第12地割字泉沢向、大字野田第13地割字泉沢及び字大

平野、大字野田第21地割字日向下、大字野田第25地割字伏津沢並びに大字野田第24地割字秋田地内

岩手県久慈市宇部町第12地割、宇部町第7地割、宇部町第6地割、宇部町第4地割、宇部町第3地割、長内町第17地割、小久慈町第55地割、長内町第18地割、長内町第19地割、長内町第20地割、長内町第28地割、長内町第35地割、長内町第34地割、長内町第30地割、長内町第33地割、新井田第5地割及び新井田第4地割地内

#### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

##### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県宮古市田老字向新田地内の田老北インターチェンジ（仮称）から久慈市新井田第4地割地内の久慈インターチェンジまでの延長59.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、村道及び二級河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道及び村道の従来機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される二級河川の従来機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### 2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### 3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

一般国道45号（以下「本路線」という。）は、仙台市を起点とし、気仙沼市、宮古市、久慈市、八戸市等を経由して青森市に至る延長約654kmの主要幹線道路であり、一般国道45号（三陸北縦貫道路）は、宮古市と久慈市を結ぶ延長約60kmの自動車専用道路として計画された地域高規格道路である。

本路線が通過する宮古市、久慈市（以下「本件地域」という。）は、生鮮水産物の水揚量が多く、水揚げされた水産物は県内外へ出荷されていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により人的被害をはじめ、住家損壊等の被害を受けた地域である。

本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間があるほか、東日本大震災時には浸水により全面通行止めになるなど、自然災害等による通行止めが行われており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、一般国道45号（三陸縦貫自動車道）及び一般国道45号（八戸・久慈自動車道）と連絡することで、本件地域を含む三陸沿岸地域と仙台地域や八戸地域の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成される。これにより、自動車交通の高速化及び定時性が確保されることで利便性が向上し、物流が効率化されることなどから、地域経済の活性化が図られ、本件地域の早期復興に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成12年9月、平成24年12月、平成25年12月、平成26年12月等に、同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、騒音、振動等については、環境基準等を超える値が見られるものの、低騒音・低振動型機械の使用等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるマガン、オジロワシ、オオワシ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）

が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧 I B類として掲載されているミチノクナシ、ツルカメバソウ、アキノハハコグサ等その他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置として、カモシカについては本線への侵入が予測されるため、専門家の指導助言を受け、侵入防止柵を設置する保全措置を、クマタカについては営巣地が本件事業の施工区域に近接しているため、専門家の指導助言を受け、人工代替巣の設置等の必要な保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が94箇所存在するが、このうち93箇所については既に発掘調査等が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る1箇所についても岩手県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域を含む三陸沿岸地域と仙台地域や八戸地域の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについて、田老北インターチェンジ（仮称）から岩泉龍泉洞インターチェンジまでの区間においては構造物延長最小案（申請案）、終点側鉄道交差回避案及び路線延長短縮案の3案、岩泉龍泉洞インターチェンジから鵜の巣断崖インターチェンジまでの区間においては中間ルート案（申請案）、西側ルート案及び東側ルート案の3案による検討がそれぞれ行われている。各区間において申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が中位であり移転対象家屋数が最も少ないこと、トンネル及び橋梁の総延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。鵜の巣断崖インターチェンジから田野畑南インターチェンジ（仮称）までの区間においては路線延長短縮案（申請案）及び西側ルート案の2案による検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積が少なく移転対象家屋数は同数であること、橋梁の総延長が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。田野畑南インターチェンジ（仮称）から田野畑北インターチェンジ（仮称）までの区間においては中間ル

ート案（申請案）、西側ルート案及び東側ルート案の3案、田野畑北インターチェンジ（仮称）から普代インターチェンジまでの区間においては構造物延長最小案（申請案）、路線延長短縮案及び東側ルート案の3案による検討がそれぞれ行われている。各区間において申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が最も多いものの移転対象家屋数は中位であること、トンネル及び橋梁の総延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。普代インターチェンジから久慈インターチェンジまでの区間においては中間ルート案（申請案）、構造物延長最小案及び路線延長短縮案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象家屋数が中位であること、トンネル及び橋梁の総延長が中位であること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

本体事業の施行に伴う市道、村道及び二級河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域を含む三陸沿岸地域と仙台地域や八戸地域の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られ、本件地域の復興に寄与するとともに、現道は、線形不良区間等が多く存在し、自然災害等による通行止めが行われているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる三陸北縦貫道路整備促進期成同盟会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認め

られる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岩手県下閉伊郡田野畑村役場、同郡普代村役場、同県九戸郡野田村役場及び久慈市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢、大芦、島越、浜岩泉及び菅窪地内

岩手県下閉伊郡普代村第11地割字柏木平、第29地割字芦渡、第16地割字天拝坂、第17地割字野胡桃、第18地割字土取場及び第19地割字白井地内

岩手県九戸郡野田村大字玉川第5地割字上代川及び字上代川山、大字野田第9地割字下米田、大字野田第8地割字上米田、大字野田第10地割字蒲沢及び字中沼、大字野田第12地割字泉沢向、大字野田第13地割字泉沢及び字大平野、大字野田第21地割字日向下、大字野田第22地割字明内、大字野田第25地割字伏津沢並びに大字野田第24地割字秋田地内

岩手県久慈市宇部町第12地割、宇部町第7地割、宇部町第6地割、宇部町第4地割、宇部町第3地割、長内町第17地割、小久慈町第55地割、長内町第18地割、長内町第19地割、長内町第20地割、長内町第28地割、長内町第35地割、長内町第34地割、長内町第30地割、長内町第33地割、新井田第5地割及び新井田第4地割地内